

まつ毛エクステーションに関する指導事項

まつ毛エクステーションは目の周りへの施術であり、目や皮膚への健康被害等のトラブルを生じさせるリスクを内包しております。事業者の皆様には、厚生労働省の通知を基にその危害防止について周知徹底をお願いしているところではありますが、健康被害が後を絶ちません。

安心・安全を第一とする施術者の十分な自覚や配慮のもと、消費者には十分な説明を行っての施術をお願い致します。

記

★ 事業者

- ① まつ毛エクステに関する知識や技術の向上が必要。
- ② サービス提供の事業者としての対応を整備すること。
- ③ 「頭髪用パーマ液」「頭髪用パーマ液と同様成分のまつ毛パーマ液」をまつ毛に使用することは、安全上の観点から問題があり、薬事法上の規制対象になる可能性がある。(まつ毛パーマ液として承認されているものはない)

★ 消費者に対して

- ① あらかじめ顧客の状況に応じて施術が可能であるかを問診票等を用いて確認すること。
- ② 施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者には十分な説明を行い、理解を得ること。
- ③ 「理容所及び美容所における衛生管理要領」(昭和56年6月1日付け環指第95号)に基づき、器具の消毒などの衛生管理を徹底すること。
- ④ 眼等に異常が生じた場合には、直ちに眼科、皮膚科等の医師の診察を受ける必要があることを説明すること。
(伸びたまつ毛の重みで人工毛が垂れ下がり角膜に触れ傷がつくケースでは、1～2週間後に症状が現れることもある。)